

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

令和〇〇年△△月□□日		
消防長（消防署長）（市町村長）殿		
防火 防災 管理者		
住所 <u>三重県松阪市川井町 1001 番地 1</u>		
氏名 <u>消防 花子</u> ⑩		
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	松阪 太郎	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	松阪市川井町 1001 番地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	〇〇〇〇マンション	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	5 項口	令別表第 1 (5) 項口
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。



1 目的及び適用範囲

この計画は、当共同住宅において、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画に定めたことについては、当共同住宅に入居及び出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理者の権限と、消防機関への届出等

防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告等を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）と届出
- (2) 消防訓練の実施と通知
- (3) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (4) 居住者への火気の使用、取扱いに関する指導
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理について必要な業務

3 火元の管理

防火管理者は、共用室及び共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

4 建物等の自主検査

防火管理者は、建物、火気使用設備器具等について、日常または定期的に自主検査を実施する。

5 消防用設備等の定期点検と報告

管理権原者は、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、3年に1回消防長に報告する。

点検時期 設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	4 月 10 月	
自動火災報知設備 (非常警報設備)	4 月	10 月

6 火災予防上の遵守事項

火災予防のため、居住者等は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路、避難口等には、避難の支障になる物品などを置かない。
- (2) 火気使用設備器具等の周辺は常に整理整頓する。
- (3) 工事を行なう者は、火気管理について、防火管理者の指示を受けること。

7 消防訓練の実施

防火管理者は、居住者の消防技術の向上を図るため、消防訓練を次のとおり行う。

- (1) 通報、消火、避難などの消防訓練を、年1回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

8 自衛消防隊の組織と任務分担

火災、地震その他の災害による人命安全と、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を次のとおり編成し、隊員はその任務分担により行動する。

担当	氏名	任務内容
自衛消防隊長	松阪 花子	自衛消防隊の指揮、命令、監督などを行う。
通報連絡係	松阪 次郎	火災発生を建物内の者に知らせる。 119番に通報する。
消火係	松阪 一郎	消火器などを使用し、初期消火を行う。
避難誘導係	松阪 三郎	落ち着いて行動するよう呼びかけ、避難誘導する。

9 日常の地震対策

防火管理者及び居住者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) テレビ、冷蔵庫、ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (3) 地震時の備蓄品を確保し、定期的に点検整備を実施する。

10 地震発生時の安全措置

地震発生時には、出火防止対策に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。

- (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の電源・燃料等の遮断を行う。
- (3) 防火管理者は出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

11 地震発生後の活動

地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡係は、ラジオ等により情報を収集し、建物内の全員に知らせる。
- (2) 出火した場合は、初期消火係が中心となり、消火活動を行う。
- (3) 被災者を発見した場合は、周囲の者と協力して救出活動を行う。
- (4) 避難誘導係は、建物内にいる者を落ち着かせ、屋外に避難誘導し、市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から適用する。